

高松市監査委員告示第1号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年1月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	十	川	信	孝
同	春	田	敬	司

# 監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)

(令和5年1月31日)



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ [kansa@city.takamatsu.lg.jp](mailto:kansa@city.takamatsu.lg.jp)

# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H29	H29.6.30	第15号	意見【重点】	公園のネーミングライツ売却による新たな財源の確保について	P13	都市整備局	公園緑地課	R5.1.11

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成29年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成29年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

## 2 平成29年度の重点取組事項

### (2) 市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、これまでの監査実施計画に掲げた観点（※1）にも留意しながら、市民目線に立った行政監査を実施する。

市民目線に立った監査を推進するため、「市民満足度調査」や市民アンケート、事務局職員による現場調査などにより、市政に関する市民のニーズを的確に把握する。

行政監査のテーマについては、市民の関心の高いもの、又は日常生活に密着しているものに着目して選定する。

※1 これまでの監査実施計画に掲げた観点は、次の5点です。

ア 事務事業は市民のニーズに対応しているか。

イ 経済性、効率性及び有効性（いわゆる3E）が確保された事務事業が執行されているか。

ウ 市の発信する情報が、ホームページ等の各種媒体で、適正に提供されているか。

エ 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。

オ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日
区分	意見【重点】		
意見の項目	公園のネーミングライツ売却による新たな財源の確保について		
意見の内容	高松市立中央公園などのネーミングライツを売却し、その収益を剪定や施設修繕等の公園の維持管理経費の財源に充当するなど、公園のネーミングライツ売却による新たな財源の確保について検討されたい。		
公表文該当 ページ	P13		
公表文への リンク	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/630z.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/630z.pdf</a>		

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年1月11日
所管課等	都市整備局 公園緑地課
措置結果	<p>本件意見に係るネーミングライツ事業については、他市の事例などを調査・研究した後、令和4年度から、高松市亀水中央公園において、「マンモスプレイパークTARUMI」の愛称で、ネーミングライツ契約を締結し、また、同年10月には、峰山公園ほか4公園においても、その収益を公園施設等の運営及び維持管理費の一部に充てるため、ネーミングライツ事業者を公募したが、応募者がなく、収益の確保には至らなかったが、引き続き、新たな財源の確保に努めることとした。</p>